「ふくいの伝統的民家」募集要項

福井県では、平成 18 年 4 月 1 日から「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を施行し、この条例に基づく施策の一つとして、「福井県伝統的民家認定制度」を開始しました。

この伝統的民家認定制度は、所有者の申請に基づき県が「ふくいの伝統的民家」として認定を行うもので、伝統的民家に誇りを持って住み続けていただき、後の世代に継承していただくことを目的としています。

伝統的民家に認定された建物には、「ふくいの伝統的民家」認定証が交付され、また所有者の方は、保存・活用に関する情報提供が受けられますので、広く皆様のご応募をお待ちしております。

記

１ 「ふくいの伝統的民家」の認定要件

県内のそれぞれの地域で受け継がれてきた「妻壁を柱と梁で格子状とした漆喰塗の切妻屋根の農家」や「格子戸等町家の伝統的意匠を基調とした切妻屋根の町家」等、外観を地域の伝統的民家の意匠を基調とした木造の建物で、別紙１に掲げる基準を満たすものまたは県が地域固有の伝統的民家と認めたもの。

２ 応募受付期間　随時申込を受け付けています。

３ 応募資格者　伝統的民家の所有者

４ 応募方法

次の書類をそろえて下記の提出先まで提出してください。

申込書は福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課ホームページからもダウンロードできます。

(URL: http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/bunshin/nintei-shokai.html)

○ 「ふくいの伝統的民家」認定申込書（様式1）

○ 2枚以上の建物の外観写真または電子データ（jpg形式）

５ 提出先（郵送、メールまたは直接持参でお願いします）

〒910－8580 福井市大手3丁目17－1

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課　あて

メールの場合は、E-mail: bunka@pref.fukui.lg.jp　件名「伝統的民家担当者あて」

◆応募にあたって

○ 認定された伝統的民家は、県ホームページに建物の所在地、外観写真等を掲載します。（個人情報は掲載されません。）

○ 認定による建物へ規制はありません。

○ 増改築や改装等の際に届けていただくことにより、所有者の方に保存・活用の情報提供等を行います。

○ 福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課ホームページに、これまで認定された「ふくいの伝統的民家」を掲載しておりますので、参考にしてください。

６ 募集等についての問い合わせ先

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課（ 福井県庁５階西側 ）

〒910-8580 福井市大手3丁目17－1

TEL:(0776)20-0572　FAX:(0776)20-0661

E-mail: bunka@pref.fukui.lg.jp